盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則案の概要

1 自動車及び自動車部品の定義(※条例第2条関係)

- 公安委員会規則(以下「規則」という。)で定める自動車とは、二輪自動車、 被けん引自動車とし、これら以外の自動車が条例の対象となります。
- 規則で定める部品とは、

原動機

動力伝達装置のうち、クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト、デファレンシャル

走行装置のうち、フロント・アクスル、懸架装置、リア・アクスル・シャフト

とします。

2 届出の方法(条例第3条第1項関係)

- 規則で定める特定自動車解体業又は中古自動車輸出業を営もうとする者(以下「事業者」という。)が届け出る事項は、開始年月日及び事業所の使用についての権原とします。
- 上記のほか、規則で定める事項
 - 事業者は、前日までに届出書を提出するとともに、事業所の使用について権 原を有することを疎明する書類を添付するものとします。
 - ・ 事業者が個人であるときは、住民票の写し 事業者が法人であるときは、登記事項証明書、代表者に係る住民票の写し を添付するものとします。
 - ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、届け出た内容に変更があったときは、14日以内に、公安委員会に、変更事項や変更事由等を記載した届出書を提出するものとします。その際、変更事項に係る書類を添付するものとします。
 - ・ 公安委員会は、届出書の提出をした者に対し、届出証明書を交付するものと します。
 - ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、届出証明書を亡失・滅失したときは、再交付を受けるものとします。

3 標識(条例第4条関係)

規則で定める標識に記載する事項は、届出番号、氏名、事業所における事業の概要等とします。

4 従業者名簿の作成方法(条例第5条関係)

- 規則で定める従業者名簿に記載する事項は、従業者の氏名、生年月日、住所、 国籍、採用年月日、従事する業務の内容とします。
- 上記のほか、規則で定める事項
 - ・ 従業員名簿は、所定の様式に記録するほか、条例で規定された必要事項を直 ちに表示させることができるときは、電磁的名簿により作成することができる ものとします。
 - ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、従業者が日本国籍を有しないときは、在留資格、在留期間等について、旅券、在留カード、在留資格証明

書、資格外活動許可書、就労資格証明書、特別永住者証明書等により確認するものとします。

5 相手方等の確認方法(条例第6条第1項関係)

規則で定める引取自動車の確認方法

- ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、自動車を引き取るときは、 相手方の氏名、住所及び生年月日を運転免許証、在留カード等により確認するも のとします。
- ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、自動車を引き取るときは、自動車の所有者及び車台番号を自動車検査証、自動車検査証返納証明書、登録識別情報等通知書等により確認するものとします。
- ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、自動車を引き取るときは、相 手方が自動車を引き渡す権原の有無を委任状、譲渡証明書等により確認するもの とします。

6 引取記録の作成方法(条例第6条第2項関係)

規則で定める引取自動車の作成方法

- ・ 引取記録は、所定の様式に記録するほか、条例で規定された必要事項を直ちに 表示させることができるときは、電磁的方法による記録に代えることができるも のとします。
- ・ 特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者は、引取記録を主たる事業所に備 え付けて保存するものとします。

7 公表の方法(条例第12条関係)

規則で定める土地貸付者が勧告に従わない場合の公表は、インターネットの利用により行うものとします。

1	事業届出書(様式第1号)	8	保 管 命 令 書(様式第8号)
2	届 出 証 明 書(様式第2号)	9	指 示 書(様式第9号)
3	届 <u></u> 提到曹校州丰 (様式第3号)	10	指 示 通 知 書 (様式第10号)
4	届 出 通 知 書(様式第4号)	11	営業停止命令書(様式第11号)
5	標 識(様式第5号)	12	勧 告 書 (様式第 12 号)
6	従業者名簿(様式第6号)	13	報告・資料提出要求書(様式第 13 号)
7	引 取 記 録(様式第7号)	14	身 分 証 明 書 (様式第14号)

※ 条例とは「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」(令和3年 三重県条例第24号)をいう。